

一般社団法人 日本生理学会会費規約

(会費)

第1条 当法人の会員が納入しなければならない会費は次のとおりとする。

会員種別	会費(年額)
評議員以外の正会員	10,000円 (但し、在学中の者は3,000円とする)
評議員である正会員	13,000円
特別会員及び名誉会員	会費負担なし
賛助会員	50,000円

(会費の納入)

第2条 会費は毎年5月末までに納入することとし、年度の途中で退会した場合であっても返金しないものとする。

(本規約の変更)

第3条 本規約を変更するには、理事会の承認を得なければならない。